



会報 No. 405 令和8年 1月24日

【発行所】一般社団法人 荏原青色申告会

〒142-0054

品川区西中延1-2-4

電話 (3783) 3494

FAX (3786) 4955

【発行責任者】会長 櫻井 英夫



この場をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。さて、昨年を振り返りますと、各地でイベントや観光需要が回復し、社会全体に少しづつ活気が戻りつつあるという明るい兆しも見られました。

一方で、物価高や円安による仕入れ・光熱費の上昇に加え、人材不足や最低賃金の引き上げも重なり、個人事業主にとっては厳しい状況が続いた一年でもありました。しかし、こうした変化の大きい時代は、新しい発想や挑戦が成果につながりやすい時期でもあります。

そして、変化の波に素早く対応できることこそ、私たち個人事業主の大きな強みです。

日々の小さな工夫が大きな成果へと実を結び一年となるよう、会員の皆様と共に力を合わせ、前向きな姿勢と希望を持って、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

ところで、本会は本年度結成六十周年という大きな節目を迎えております。青色申告会は昭和二十五年の結成以来、多くの先人達の努力に支えられ、申告納税制度の健全な発展と納税意識の向上に大きく寄与してまいりました。



新年明けましておめでとうございませう。令和八年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。平素より格別のご交誼ご指導を賜り、



# 新年のあいさつ

一般社団法人 荏原青色申告会 会長 櫻井 英夫

その間、飲食・小売・製造業の減少や業務委託・サービス業の増加など、個人事業主を取り巻く環境や事業形態は大きく変化してきております。

こうした状況の中にあっても、青色申告会の目的である「税務経理の指導」「行政への要望発言」「税制改正に対する要望陳情」を常に念頭に置き、情報の収集と提供に努めてまいりました。

今後とも会員の皆様のお役に立てるよう、より一層の努力を重ねていく所存でございます。

まもなく令和七年分の所得税・消費税の確定申告期を迎えます。混乱のないよう丁寧にご案内をしながら、引き続きしっかりとサポートしてまいります。

さらに、e-Taxにつきましても、東京税理士会荏原支部の先生方のご協力をいただきながら、希望されるすべての方が円滑に申告できるよう努めてまいります。

適正申告・期限内完納を心掛けていただき、そのためにも事務局を大いに活用くださいますようお願い申し上げます。

また、秋の入会勸奨月間では一定の成果を上げることができました。これも一重に皆様方の温かいお力添えの賜物と感謝しております。今後も会の生命線である会員増強運動を継続してまいりますので、お一人でも多くの方を青色申告会へご紹介下さいませ。

結びにお祝いする次第でございます。令和八年が皆様にとって、前向きな歩みと実り多き一年となりますよう祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

## 表彰者紹介

本会より、下記方々が永年にわたる青色申告制度の普及育成と納税道義の高揚に尽力され受賞されました。心より敬意を表しお慶び申し上げます。

【荏原税務署長表彰状】  
宮川 博志 殿

【荏原税務署長感謝状受賞】  
笠原 泰明 殿  
五井 綾子 殿

【品川都税事務所長感謝状受賞】  
若島 信子 殿

【品川区役所納税功労者感謝状受賞】  
北島 将仁 殿

### 都税だより

都税の納税証明・評価証明等の郵送申請にはキャッシュレス決済をご利用ください！

■ 手続の流れ

■ 郵送申請（キャッシュレス決済）が可能な証明

- 23区内の土地・家屋名寄帳
- 23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明
- 23区内の固定資産（土地・家屋）関係（公課）証明
- 23区内の固定資産（土地・家屋）物件証明
- 23区内の土地・家屋（補充）課税台帳
- 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明

■ 手数料の納付方法

クレジットカード又はPayPay  
※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、

その他詳細な手続は主税局HPをご確認ください。  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/yuusoucashless>

都税証明 郵送申請キャッシュレス 検索

## 税務署長より青色コーナーの協力依頼状を頂きました

本会は、荏原税務署長より、確定申告期に署の申告書作成会場に設置される「青色コーナー」への協力依頼状を頂きました。

「青色コーナー」は、来訪者に青色申告制度の内容を理解して頂いた上で、申請書の作成や記帳・決算のサポートを行うところです。

今年度も、本会の役職員一体となって青色申告の普及・拡大に取り組んで参る所存でございます。



## 会報配布時期についてのお願い

確定申告相談業務のピークとなる2月は会報の作成及び配布が困難となりますので、2月の会報配布はお休みさせていただきます。3月に2月配布分も含めて配布させていただきます。

従って、**次回の会報は3月に配布となります**ので、ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



皆様はもう初詣に行かれましたでしょうか。私は今年、初めて早朝の初詣へ出かけました。午前六時に家を出て氏神様の神社へ向かう道すがら、大みそかから年越しを迎えた若者や、これから参りに向かう方々の姿が見られ、普段とは異なる光景を楽しみながら歩きました。境内にはすでに数人の方がお参りをされており、静かな空気が漂っていました。清らかなで凛とした静寂の中、身を置くと、心が洗われるような気持ちになりました。大変気持ちよくお参りすることができました。

聞くところによると、混雑のない時間帯は邪気に触れずにお参りができるとも言われています。まさに「早起きは三文の徳」を実感したひとときでした。本年が皆様にとって良い一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

## 編集後記

## 確定申告期の予約はお済みですか？

確定申告期の指導は「完全予約制」にて実施しております。

指導希望日をお知らせ頂いた方におきましては、指導日時を記載した「**確定申告期指導予約確認票（ハガキ）**を発送しておりますので、希望日を連絡したにもかかわらず確認票が届いていない方は事務局までご連絡下さい。

また、希望日をご連絡されていない方で確定申告期に青色申告会をご利用される方は、お電話にて**必ず希望日のご連絡をお願い致します。**

## 謹賀新年

旧年中は格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も倍旧のご支援の程よろしくお願い申し上げます。

- |     |       |
|-----|-------|
| 会長  | 櫻井 英夫 |
| 副会長 | 小竹 一勝 |
| 副会長 | 伊藤 昭一 |
| 副会長 | 鎌田 智成 |
| 副会長 | 伏木 百論 |
| 会計  | 宮川 章  |
- 役員一同

# 新年のごあいさつ

荏原税務署長 池谷 仁



一般社団法人 荏原青色申告会の会員の皆様、新年あけましておめでとうございませう。令和八年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

櫻井会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴会が結成されて六十周年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

この六十年の間、貴会におかれましては、申告納税制度の根幹である青色申告の普及、記帳水準の向上や税知識の普及を図るため、会員の皆様に對する記帳指導、確定申告期サポートや説明会、加えて青色キャンペーンをはじめとした地域に根差した様々な活動に、熱心に取り組んでいただいております。税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされております。これもひとえに、歴代の会長をはじめ役員並びに会員の皆様の御尽力の賜物であり、深く敬意を表し、心から感謝申し上げます。

さて、間もなく令和七年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税の確定申告の時期を迎えます。国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、マイナンバーカードを利用

用したスマホ申告をはじめとする自宅等からのe-Tax申告や、振替納税等を利用したキャッシュレス納税の一層の推進を図っているところであり、会員の皆様におかれましては、これらの取組みに御理解いただき、一層の御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、毎年、申告書作成会場内に設置する「青色コーナー」の運営に御協力いただいておりますことを感謝申し上げますとともに、本年も御協力をよろしくお願い申し上げます。

ところで、本年は「丙午（ひのえうま）」の年です。「丙午」の言葉の謂を調べてみますと、一説によれば、「丙」は「陽の火」を表し、「太陽のような明るさや情熱」を意味しており、「午」は馬を表し、これもまた「陽の火」に属し、「行動力やスピード、エネルギー」を意味しており、この組み合わせである「丙午」の年は、「情熱や行動力が高まり、エネルギーに満ちた勢いのある年」という謂れがあるそうです。

我々国税当局としましては、この一年間、貴会の皆様と協力し、行動力とスピード感を持ってそれぞれの諸課題に對応し、各種施策の推進を加速させるべく努力してまいり所存です。

結びに当たり、新しい年が、一般社団法人荏原青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝と事業の御繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 荏原税務署からのお知らせ

- 申告書はご自分で書いて提出はお早めに  
税務署での令和7年分の申告書の提出並びに納期限は
  - ・所得税及び復興特別所得税……………3月16日(月)迄
  - ・贈与税……………3月16日(月)迄
  - ・個人事業者の消費税及び地方消費税…3月31日(火)迄

### マイナンバーについて

税務署への申告書や届出書などを提出する際は、毎回、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。  
※本人確認書類とは  
①マイナンバーカードをお持ちの方  
**マイナンバーカードのみ**  
②マイナンバーカードをお持ちでない方  
**通知カード+身元確認書類(運転免許証等)**

- 納税には、振替納税をご利用ください。

令和7年分の確定申告分の振替納税日は、

所得税及び復興特別所得税	4月23日(木)	個人事業者の消費税及び地方消費税	4月30日(木)	です。
--------------	----------	------------------	----------	-----

令和7年分の確定申告期間中の

**3月1日(日)**に限り、「東京国税局1階」において、所得税等の確定申告書作成のアドバイス・申告書の送付受付を行います。(提出された申告書等は荏原税務署へ送付します。)

- 上記の3月1日(日)は、
  - 荏原税務署庁舎では執務を行っておりませんのでご注意願います。また、電話での相談も行っておりません。
  - 国税の領収は行っておりません。国税の納付は、振替納税をご利用いただくか、平日に最寄りの金融機関で、**納期限(所得税及び復興特別所得税と贈与税は3月16日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(火))**までに行ってください。
  - 荏原税務署での申告書作成のアドバイスなどは、平日のみ行ってまいります。

- 申告と納税はe-Tax (イータックス) をご利用ください。  
自宅等からインターネットを利用して申告や納税ができる便利なシステムです。



## ◆荏原納税貯蓄組合連合会の協力を得て中学生の税に対する作文を掲載致します◆ 中学生の「税についての作文」

品川区立荏原第一中学校 九学年  
丸山 和花 さん

### 「私たちの生活と税金」

皆さんは税金についてどのように考えていますか。まず税金とは、年金、医療などの社旗保障、水道、道路などの社会資本整備や福祉、教育、警察、防衛といった公的サービスを運営するための費用を賄うものです。このように、税金は私たちが生活するために必要なもので、私たちは常に税金と共に生きています。実は税金にも種類があり、国税、都税、区税など税だけで五十種類ほどあります。その中で今回は、消費税に重きを置いてみようと思います。

消費税とは、商品の販売サービスの提供に對してかかる税金です。広く公平に課税され、消費者が負担し事業者が納付します。そんな消費税ですが、二十九年の十月一日に八パーセントから十パーセントに引き上げられました。これは社会保障の財源確保など今後の日本のためですが、国民からは賛否両論の意見が挙がっているようです。調べてみたところ、他の国と比較すると日本の消費税率は低い傾向にあります。国民の負担は個人差が大きいです。安定して景気に左右されにくい消費税は、医療、年金、介護などの社会保障制度を維持、充実させるための安

定した財源として適しているなどの賛成意見もあれば、消費税率が上昇すること、物やサービスの購入にかかる費用が増え家計の負担が増えるといった批判意見もありました。

仮に消費税を廃止した場合を考えます。消費税を廃止した場合、メリットとして個人消費の活性化による景気回復、低所得者の負担軽減など国民の負担は軽減します。しかしデメリットとして、国家財政の悪化と社会保障の危機、財源確保のための別の増税負担など、国全体に悪影響が及びます。このように、消費税の廃止は経済や財政に大きな影響を及ぼす可能性があり、単なる税制変更以上に大きな課題を引き起こすことが予想されます。

以上のことを踏まえて、皆さんは消費税についてどう思いましたか。私はまだ自分で税金を払えるわけではないし、家計の金銭事情を詳しく知っていないわけでもありません。家族が税金が高いと言っている場面を何度も見たこととあってありますが、私は消費税だけでなく現在課税されている税金は、今後の日本のため、そして現在の日本を維持するために必要不可欠なものなんだと思います。皆さんもこの機会に、税金について再度考えてみるのもいいかもしれません。



品川区立荏原第六中学校 九学年  
榎田 茶菜 さん

### 「誰かの毎日を支えるもの」

私の妹は、保育園で毎日先生と友達に囲まれて楽しそうに過ごしている。迎えに行くと、まだ帰りがたくなうほど保育園が大好きだ。毎日、保育園であったことを夢中で話す妹の姿を見ていると、私まで明るい気持ちになる。

あるとき、母から下の子は保育料が無料だという話を聞いて、私は驚いた。こんなにしっかりとした保育園なのに、お金がかからないなんてすごいと思うのと同時に、どうしてそんなことが可能なかと思った。すると母が「税金で支えられているんだよ」と教えてくれた。

そのとき私は、「税金」という言葉のイメージが変わった気がした。今まではなんとなく、大人が払っているもの、使いたいけれど、わからないもの、思っていたけれど、妹の笑顔や安心して妹を保育園に預ける母の姿を見てみると、それは誰かのために託されたお金なんだと感じた。

それから、私は身の回りのものに目を向けるようになった。私がよく行く図書館も、そのひとつだ。静かで落ち着いた空間に、読みきれないほどの本。机や椅子、親切な職員の人たち。しかも、無料で自由に使える。この場所がどれほど整えられているかを思うと、ここにも税金が使われているという事実を、少し感動すら覚えた。

毎日通っている学校も、あらためて見るとすごい。エアコンのきいた教室、整ったトイレ、体育館、給食、そして先生たち。教科書も、私たちは何も払わずに受け取っている。それも税金のおかげなのだ。

それだけではない。私が住んでいる地域では、十八歳まで、病院にかかるときの医療費が無料だ。以則、風邪をひいて病院に行ったとき、診察も薬もお金がかからなかった。そのときは何も気にせず帰ってきたけれど、今考えると、それとてもありがたい制度だったのだと気づく。

こうして振り返ると、私たちは毎日のように、見えないところで支えられている。妹の保育園、私の学校、病院、図書館、公園。その一つ一つが、誰かの税金によって守られていると思うと、感謝の気持ちがわいてくる。

私はまだ中学生で、税金を納めているわけではない。でも、今こうして安心して学んだり遊んだりできているのは、誰かが支えてくれているからだ。そして、いつか私が大人になったときには、今度は自分が支える側になるのだと思う。税金は目には見えないけれど、たしかに私たちの暮らしの中にある。家族の安心も、自分の学びも、未来の希望も、その中に含まれている。だから私は、これからも支えられていることに気づける人になりたい。そして、いつかは誰かを支えることができる大人になりたいと思う。

